

まつうら 農業委員会だより

第5号

平成20年2月1日発行

発行 松浦市農業委員会

編集 委員会だより編集委員会

TEL (0956)72-1111

(内線232)



“ガンバル”まつうら農業 末永徳平・隆子さん夫妻（調川町松山田免） （関連記事は8ページに掲載しています。）

● 主な内容 ●

	ページ
◆新春を迎えて－会長挨拶－	2
◆年頭のご挨拶－市長挨拶－	3
◆「声」	
－「厳しい農業環境に対して思う事」－ ...	4
◆松浦市農家後継者結婚仲介センター事業 ...	5
◆相続時精算課税制度	7
◆“ガンバル”まつうら農業	8

●定例農業委員会の開催日は原則として毎月27日です。

●農地転用申請受付期間は、原則として毎月8日から14日までです。

●農地に関する相談事は、地元農業委員または農業委員会事務局へお尋ねください。



松浦市農業委員会
会長 木原 勇一

新年明けましておめでとうござます。

農家の皆様には、希望に満ちた平成二十年の新春をお迎えになられました事とお慶び申し上げます。日頃から、農業委員会の諸業務、事業活動等に対しまして、格別のご理解をいただきご協力を賜っております事に対し厚くお礼を申し上げます。

合併新市が誕生しまして三年目を迎えました。この近年は、年々厳しく、難しい世の中へと変革を遂げてまいりました。国の農業政策等につきましても、農業現場の実情の問題、課題を背景に、農地政策の見直しをはじめとして、農業委員会の必置規制の廃止等の改革を早急に取り組む、平成二十一年度中に全体改革がスタートできる

ように措置を講じるとの、地方分権推進委員会及び地方調査会の議論となっており、この内容に対応して、農業委員会全国系統組織として組織検討と意見集約を諮る事にいたしております。農業が抱える大半の問題発生 of 基本的な原因が、収益性の低さや所得低下にあること等をしっかりと踏まえ、総合的な対策を講じる必要があるものと思えます。

また、近年の自然環境の異常気象等によつて、今までにないご苦勞をもなさつておられるのではないかと存じます。

農業委員会としましても、故郷松浦の繁栄と地域農村農業の維持継承発展のために委員、事務局一同微力を尽くしてまいりたいと存じます。

本年が皆様方にとりまして、素晴らしい一年となりますことをご祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。

本年もよろしくお願ひします。

農業委員

今福地区

- 太田 勝義 崎田 隆
- 田中 晴美 山本 茂

調川地区

- 井元 末廣 萩原 茂
- 宮崎 敏和

志佐地区

- 木原 勇一 久保川 久
- 戸山 政行 松永 逸男

上志佐地区

- 浦上 文雄 城 銀次郎
- 新見 久 松本 忠俊
- 村田 寛典

御厨地区

- 岩木 功 田中 晋
- 松田 守幸 森 興太郎
- 山川 重晴 吉元 政弘

星鹿地区

- 浦田啓四郎 川上 博昭
- 田口 貴久 増山サエ子

鷹島地区

- 大石 徹麻 川下 實
- 山内 重則 山本 鉄美
- 吉田 政明

福島地区

- 志水 堅治 田中サナエ
- 田中 裕志 永田 博
- 前田 巖 松本トシコ

年頭のご挨拶



松浦市長
友広 郁洋

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい平成二十年の新春を健やかに迎えのことに慶び申し上げます。

旧年中は、市政各般にわたり、皆様の温かいご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。新春を迎えた今、松浦市の一層の躍進を期してまいりたいと気持ちを新たにしております。

さて、昨年を振り返りますと、5月から少雨、7月の台風4号襲来、また、梅雨明けの記録的な高温によって農作物の生育に影響が出たことに加え、原油価格の高騰

による経営コストの上昇、イノシシによる作物被害など、農家の皆様にとっては大変ご苦勞の多い一年ではなかったかと存じます。

そのような中、本市においては皆様のご協力を賜りながら、繁殖雌牛1,000頭増頭、農地利用促進事業、国が進める農地・水・環境保全向上対策への取り組みを進め、一定の成果を上げることができました。また、担い手農家の育成と経営規模の拡大と併せ、大きな問題となっている耕作放棄地の解消につなげようと、農地の借り手に対する助成金事業について要綱の見直しを実施したところです。

本年も、これらの取り組みを強力に推進するとともに、集落営農の推進、担い手の育成、有害鳥獣対策等に積極的に取り組み、本市の基幹産業である農業の更なる振興を図ってまいります。

就農者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の低迷等、農業を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、どうか、

皆様におかれましては、本市農政推進にこれまで同様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、平成二十年が皆様にとって幸せ多い一年となりますよう心から祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。





最近の農業を取り巻く状況は極めて厳しく、大変な時期のように思われます。

まずは、農家の高齢化が進み、後継者不足・少子化の状況が続いています。

そんな状況の中、原油高による石油製品の値上げによる諸物価の値上げも始まっています。

農産物は、米の価格が、ここ数年下がりに続き、収入増にはなりません。農家の生活は、食べるには事欠きませんが、苦しい限りですので、専業農家は少なく、兼業農家が増加している様です。

「厳しい農業環境に対して
思う事」
農業委員
山内重則

高齢の為、いつまで農業を続けられるかと心配される方も少なくありません。暗い話題が続く農業を『どうすれば明るい兆しが見えるようになるのか』『どうすれば不安がなくなるのか』と考えても、問題が大きすぎて解決方法を探すのも難しい状況です。

農業委員としては、まず地元から少しでも力になれる様がんばりたいと思います。

今年は、農業の明るい話題が少しでもある事を祈ります。

(農業委員 山本鉄美)



松浦市農業者年金
受給者協議会視察研修

松浦市農業者年金受給者協議会(会長・松本久)では、平成十九年十一月十五日から十六日までの二日間、大分方面で研修旅行が行われ、六十二名が参加しました。



大分県・宇佐八幡宮にて

松浦市農家後継者 結婚仲介センター事業実施中!

平成十九年九月市議会の一般質問の中で、定住人口の増大策という内容の質問がありました。

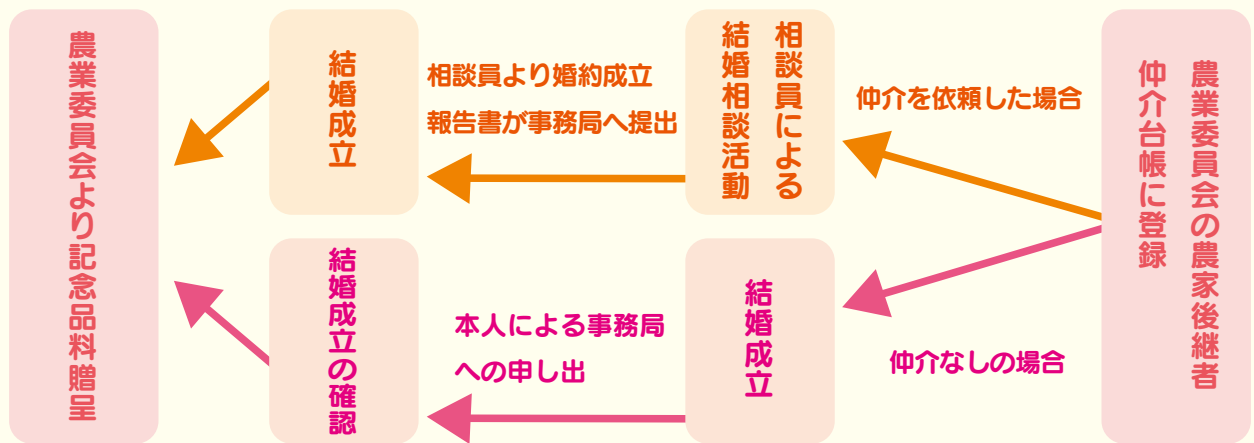
農業・漁業・商業の後継者は結婚が難しい現状であり、このままだと農業・漁業・商業の継続ができなくなり、それが現在言われている少子化の原因にも繋がるのではないかと考えられるので、男女の出会いの場を提供する事業を市で行っていないかという内容でした。

農業委員会では、農家後継者に対して『松浦市農家後継者結婚仲介センター事業』を実施しております。

この事業は、農家後継者の結婚難を解消するため、結婚の仲介を希望する後継者を対象に、地元農業委員が相談員となって結婚成立までの仲介を行う事業です。

結婚仲介を希望される後継者の方は、お気軽に、地元農業委員及び農業委員会事務局又は福島・鷹島各分室にお尋ね下さい。

松浦市農家後継者結婚仲介センター事業の流れ



ながさきめぐりあい事務局

〒 850 - 0025

長崎市今博多町 12 番

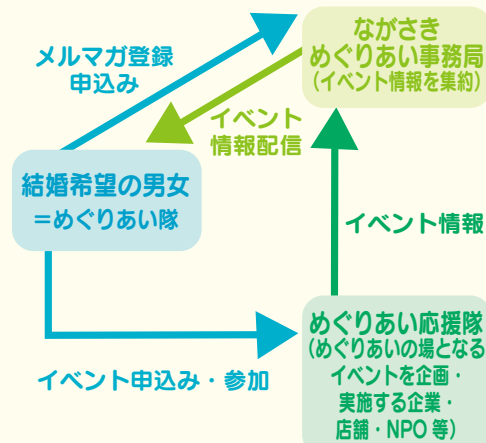
長崎県青年団联合会内

Tel 095 - 818 - 6545

ながさきめぐりあい事業ホームページ

<http://meguriai-nagasaki.jp/>

ながさきめぐりあい事業のしくみ



また、長崎県と長崎県青年団联合会が共同で男女の出会いの場を提供する「ながさきめぐりあい事業」も行われておりますので、詳しくは、長崎県青年団联合会にお尋ね下さい。

農業委員勤続表彰

長崎県農業会議県北支部
松浦市農業委員3名表彰！



前田 巖 委員 吉田政明 委員 永田 博 委員

去る平成十九年八月二十九日(水)、松浦市文化会館において、平成十九年度長崎県農業会議県北支部農業委員研修会が開催されました。

研修会に先立って、農業委員の勤続表彰が行われ永田博委員が勤続二十年、前田巖委員と吉田政明委員が勤続八年の表彰を受けられました。



二十年表彰を受ける永田委員

『農業者年金』で

ゆとりある老後を！

新年金は『農業者だけ』が加入できる農業者年金です。

年金は「湧き水」のようなものです。

まわりの人が年金をもらっているのに、自分ももらえないで後悔することのないようにしたいものです。

5つのポイント

- ①新制度の年金は、「積立方式」の長期的に安定した年金制度です。
- ②国からの保険料助成がある唯一の政策年金です。
- ③八十歳までの保証が付いた終身年金です。
- ④将来の老後の設計に合わせ、自由に選択できる保険料です。
- ⑤税制面で大きなメリット措置があります。(節税効果有)

詳しいことはJAか農業委員会事務局までお気軽にお尋ねください。また、加入手続きはJAの各支店で行っております。

やめよう！農地の無断転用

許可なく農地を転用する行為は農地法違反で、厳しい罰則が与えられます。

農地等の権利取得の効力を生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復を命ずることが出来ます。

これらに違反した場合は、三年以下の懲役または三百万円以下の罰金が科せられます。



農地パトロール風景

相続税・贈与税における 『相続時精算課税制度』

農地を後継者に贈与する場合の
贈与税について

通常、財産を贈与すると贈与税がかかります。したがって農地を後継者へ譲ろうとされる場合も税のことが気になると思います。

平成十五年から「相続時精算課税制度」が新設されています。これは、簡単にいうと贈与時には二五〇〇万円までを特別控除額として課税しないで、相続時に贈与分についてもまとめて精算して課税するものです。相続税は五千万円＋一千万円×法定相続人数まで基礎控除がありますので、結果的に相続時精算課税制度を利用すると贈与税がかからない場合もあります。詳しくは農業委員会事務局までお尋ねください。

相続時精算課税制度のあらまし

平成15年1月1日以降に財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

- ・財産を贈与した人（贈与者）が**65歳以上の親であること。**
- ・財産の贈与を受けた人（受贈者）が**20歳以上の子であること。**

《例》

◎夫婦と子1人の家族で、贈与者（夫）の財産が7,000万円あったとします。

- ・1回目の贈与 2,000万円
特別控除額2,500万円の範囲内ですので贈与税はかかりません。
- ・2回目の贈与 1,500万円
贈与額は合計で3,500万円となり、特別控除額2,500万円のワクを1,000万円超えてしまいます。

※この1,000万円に対して、一律20%の税金がかかることとなります。したがって、**贈与税額200万円が確定することとなります。**

◎この状態で相続をむかえたとします。

子への贈与財産はすでに3,500万円確定していますので、残った財産の相続税評価額にこの3,500万円がプラスされます。

財産の増減がそれほどなかったとした場合、残った財産の価額も3,500万円であり、相続時の財産評価額は7,000万円となります。

これを基に相続税を計算すると、

相続税には基礎控除があり5,000万円プラス法定相続人の数×1,000万円が控除できますので、この場合は7,000万円までが控除できることとなります。

この例の場合、財産評価額が7,000万円ですので、基礎控除額のワク内にありますので、相続税はかからないということになります。

したがって、2回目の贈与の時点で支払った贈与税200万円は還付されることとなります。

ガンバル まつうら農業

《表紙の紹介》

四年前に脱サラをし、「いつかは夫婦揃って農業を」の想いで、ハウスアスパラガスをスタートさせることになりました。現在は、一五〇坪の水田に種子粉を作りつつ、県北地区担い手研修生として二年目です。

一年目は、アスパラガスインストラクターである田平町の先輩の下で、ハウス建設、土壌作り、植付け、収穫と栽培管理全般を学びました。

二年目になり、堆肥を入れ、深耕を行い、夏の盛りにハウス建設を行いました。床の表面には、石も多く出て、除去には苦労しましたが、やっと植付けまでできるようになりました。

大きな夢と不安を抱きながらの私達夫婦の農業がスタートしました。



今は亡き義父が語った言葉

『上ばかり見て歩くな。穴にかっかえるぞ。前ば見て歩け。』

その言葉が、今となって身に沁みます。大きな夢も大事ですが、日々を着実に進んで行きたい。管理していきたいと思えます。

しかし、私達は、まだ未熟ですので、部会の皆様等の指導をよろしくお願いします。

(農業委員 井元末廣)

農業経営の参考に！ 全国農業新聞を読みましょう。

全国農業新聞は、全国の農業者に愛読される農業総合専門誌で、月四回の毎週金曜日に、農業者に的確な情報提供を行っています。

今後の農業経営の参考に、まだ読んでこない方は、読んでみませんか？
購読料は、月六百元です。

お申し込みは、地元農業委員または農業委員会事務局にお願いします。

電話 七二一一一一 (内線 二二二)

編集後記

平成二十年も明けて早一ヶ月。

ここ数年は、農業を取り巻く情勢や異常気象と、暗い話題ばかりだったような気がします。

干支の始まりの子年は、明るい話題が続く始まりでもあって欲しいものです。

農業委員会だよりも、ますます農家の皆様に親しまれ、お役に立てる記事を考えがんばりますので、よろしくお願ひします。

(編集委員一同)